

# Content Box 利用規約

## 第1条 (適用)

1. 本規約は、日本ビジネスシステムズ株式会社（以下「JBS」といいます）が運営する「Content Box」（以下「本サービス」といいます）の利用に関し、JBSと契約（以下「利用契約」といいます）を締結した者（以下「契約者」といいます）に適用します。
2. JBSが契約者に対して提示又は提供する「サービス仕様書」その他諸規定（以下「諸規定」といいます）は、本規約の一部を構成するものであり、本規約と諸規定の定めが異なる場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

## 第2条 (Microsoftの定める規約等との関係)

1. 本サービスは、JBS独自のサービスとともに、米国 Microsoft Corporation 及び同社の関連会社その他事業者（以下「事業者」といいます）のサービスを組み合わせて提供します。契約者は、本サービスを構成する事業者のサービスについて、JBSと事業者の契約及び事業者の定める規約等を遵守するものとします。
2. 前項の事業者の定める主な規約等は、次に掲げるものとしますが、これらに限られません。
  - ① オンラインサービス条件 (OST) :  
<https://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/product-licensing/products.aspx>
  - ② マイクロソフトクラウド契約 :  
[http://download.microsoft.com/download/2/C/8/2C8CAC17-FCE7-4F51-9556-4D77C7022DF5/MCA2016Agr\(Asia\)JPN\(JPN\)\(Jul2016\)\(CR\).pdf](http://download.microsoft.com/download/2/C/8/2C8CAC17-FCE7-4F51-9556-4D77C7022DF5/MCA2016Agr(Asia)JPN(JPN)(Jul2016)(CR).pdf)

## 第3条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ① 通知とは、JBSから契約者に対する、契約者の指定した宛先への電子メールの送信又はJBSホームページの掲載による情報提供をいいます。
- ② 契約者データとは、本サービスの提供にあたり、契約者及び契約者が指定した者からJBSが受領し、保存するすべての情報をいいます。
- ③ コンテンツとは、本サービスの利用によりJBSから契約者に提供される文書、画像、ドキュメントその他情報をいいます。
- ④ サービスの提供停止とは、契約者に起因する事情によりJBSの判断で契約者が本サービスの全部又は一部を一時的に利用できない状態にすることをいいます。
- ⑤ サービスの提供中断とは、契約者に起因しない事情により契約者が本サービスの全部又は一部を一時的に利用できない状態になることをいいます。
- ⑥ サービス廃止とは、JBSの判断で本サービスの全部又は一部の提供を行わなくなることをいいます。

## 第4条 (通知の効力及び責任)

1. JBSが通知を行う場合には、電子メールの送信又はWebページの掲載を完了した時に契約者への通知が行われたものとみなします。
2. JBSが契約者に対して通知した場合において、当該通知が契約者に到達しなかったとしても、それによって発生した損害について、JBSは一切責任を負いません。

## 第5条 (本規約の変更)

1. JBSは、いつでも本規約を変更し、変更後の本規約を契約者に適用することができます。
2. 前項に基づきJBSが本規約を変更した時は、JBSは、契約者に対し、遅滞なく変更後の本規約を通知します。

- 第 1 項に基づく本規約の変更が契約者に不利益な変更であるときは、JBS は、契約者に対し、変更する 30 日前までに契約者に対して通知するものとします。

#### **第 6 条（契約者の名称等の変更）**

契約者は、企業名、代表者名、住所、主担当社名、副担当者名その他本サービスの利用開始時に JBS に知らせた項目について変更があった場合は、速やかにその旨を JBS に連絡します。

#### **第 7 条（権利義務譲渡禁止）**

契約者は、本サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し、担保として提供し、又は承継させることができません。

#### **第 8 条（利用契約の締結）**

利用契約は、契約者が JBS に提供した本サービスに関する利用申込書に対し、JBS が契約者にサービス開始案内を通知した時に成立します。

#### **第 9 条（担当者）**

契約者は、本サービスの利用に関する主担当者及び副担当者を予め定めた上、JBS へ知らせるものとし、本サービスの利用に関する JBS との連絡は、原則として主担当者を通じて行うものとします。

#### **第 10 条（最短利用期間）**

本サービスの最短利用期間は、本サービスの利用開始日から 1 年とします。

#### **第 11 条（自動更新）**

本サービスの最短利用期間満了の 30 日前までに契約者及び JBS 双方から本サービスを終了する旨の意思表示がないときは、同一の内容（契約者の従業員数等サービス料金の算定に必要な事項に変更がある場合は変更後のサービス料金及び内容）にて 1 年間利用契約を更新するものとし、以降も同様とします。

#### **第 12 条（解約）**

- 契約者は、解約を希望する日の 30 日前までに JBS に連絡することにより、利用契約を解約することができます。なお、契約者が JBS に支払済みの本サービスに関する料金等は返還されないものとします。
- JBS は、解約の 6 か月前までに書面により契約者に連絡し、利用契約を解約することができます。

#### **第 13 条（解除）**

契約者又は JBS が本規約に違反し、相手方が相当の期間を定めて是正することを求めたのにこれがなされなかったときは、相手方は利用契約を解除することができます。なお、JBS が利用契約を解除したときは、契約者が JBS に支払済みの本サービスに関する料金等は返還されないものとします。

#### **第 14 条（本サービスの内容）**

本サービスの内容は、本規約、サービス仕様書その他諸規定に記載したもののみを指し、他のものを含まません。

#### **第 15 条（利用料金）**

- 本サービスの利用料金は、JBS から契約者に対して提示するものとします。
- 本サービスの利用料金は、事業者のサービスの利用料金の変更、為替変動その他 JBS の責めに帰することのできない事由により生じた事情により、増額又は減額することがあります。

#### **第 16 条（支払方法）**

契約者は、本サービスの利用料金及び消費税等の合計額を JBS に対して支払うものとします。

#### **第 17 条（遅延損害金）**

契約者は、利用料金その他本サービスの利用に関して発生した JBS に対する債務の支払を遅延した場合、年率 14.6% の割合による遅延損害金を JBS へ支払うものとします。

#### 第 18 条（サービスの提供停止）

1. JBS は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供停止その他の措置を取ることがあります。
  - ① 利用料金その他の債務について、支払期日を 1 か月経過してもなお支払わないとき
  - ② 契約者が利用契約、本規約その他の JBS と契約者との間での合意に違反したとき
2. サービスの提供停止の間であっても、契約者は本サービスの利用料金を支払います。

#### 第 19 条（サービスの提供中断）

1. JBS は、次の場合には、あらかじめ契約者に通知した上でサービスの提供中断をすることがあります。
  - ① 本サービスの提供に必要な設備の保守・工事を行う上でやむを得ないとき
  - ② 事故、停電、システムの過負荷、不具合、不正アクセスその他の事由により本サービスが正常に動作せず、本サービスを提供することが困難であるとき
  - ③ 事業者が提供するサービスの不具合、メンテナンス又は停止その他の事由により、本サービスを提供することが困難であるとき
  - ④ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合により、本サービスを提供することが困難であるとき
  - ⑤ 天災その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるとき
  - ⑥ 法令の制定改廃や法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが困難であるとき
  - ⑦ その他本サービスの運営又は提供が困難であるとき
2. 前項の場合であっても、JBS は、緊急やむを得ない場合は契約者に通知をせずサービスの提供中断をすることがあります。
3. 第 1 項の場合において、サービスの提供中断が JBS の責めに帰すべき事由のみから生じたときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを契約者と JBS の双方が認識した時から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、月額料金相当額を日割り計算した 1 日あたりの本サービスの利用料金を返還するものとし、以降連続して 24 時間経過ごとに同様とします。
4. 第 1 項の場合において、事業者が返金その他の措置を行ったときは、JBS は契約者に対し、当該措置と同等の措置を講じるものとします。ただし、前項に基づき本サービスの利用料金を請求しないときは、この限りではありません。

#### 第 20 条（サービス廃止）

1. JBS は、都合によりサービス廃止とすることがあります。
2. JBS は、前項によりサービス廃止を決定したときは、サービス廃止を行う日の 6 か月前までに契約者に対しその旨を通知します。ただし、本サービスを構成する事業者のサービス廃止により本サービスの継続が困難であるものと JBS が判断したときは、この限りではありません。
3. 契約者は、サービス廃止により生じる移行作業、他社選定作業その他一切の作業について、自己の費用と責任に基づいて行うものとします。

#### 第 21 条（JBS の責任）

JBS は、次のことを遵守するものとします。

- ① 本規約に則って本サービスを運営すること

#### 第 22 条（契約者の責任）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要な ID 及びパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与してはなりません。
2. 契約者は、ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による不正使用等に起因する損害につき自ら責任を負うもの

とします。

3. 契約者は、ID及びパスワードの紛失、盗難あるいは第三者による不正使用等が判明した場合、直ちにJBSに届け出て、その指示に従うものとします。
4. 契約者は、次のことを遵守するものとします。
  - ① JBS又は第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと
  - ② 本サービスによりアクセス可能なJBS又は第三者のデータを改ざん、消去しないこと
  - ③ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
  - ④ 契約者以外の企業その他の第三者（グループ会社を含みます）にコンテンツを提示又は提供しないこと
  - ⑤ コンテンツの技術的保護手段の回避行為（コピーガードの回避・消去等）を行わないこと
  - ⑥ 有償、無償を問わず、コンテンツを転売又は貸与しないこと
  - ⑦ コンテンツをインターネット上にアップロードし、不特定多数の者が入手可能な状態に置かないこと
  - ⑧ サービス仕様書の禁止事項に定められた行為を行わないこと
  - ⑨ その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに準じる行為を行わないこと
5. 本規約の変更等により、契約者の設備等の改造又は改変を要する場合には、その費用は契約者が負担するものとします。
6. 解約、解除、サービス廃止その他理由の如何を問わず、利用契約の終了と同時に、契約者はコンテンツの利用を終了し、廃棄するものとします。

#### **第23条（必要な環境の準備及び維持）**

本サービスを利用するために必要な通信設備、アクセス回線その他必要な設備は、契約者の費用と責任において準備及び維持しなければなりません。

#### **第24条（損害賠償）**

1. JBSは、本サービスに関して、JBSの故意又は過失により契約者が損害を被ったときは、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、損害賠償の累計総額は、契約者に損害が発生した時から起算して過去12か月に本サービスの利用料金として契約者がJBSに支払った代金相当額を上限とします。
2. JBSは、本サービスを提供すべき場合において、JBSの故意又は過失によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを契約者とJBSの双方が認識した時から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、契約者の損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、損害賠償の累計総額は、契約者に損害が発生した時から起算して過去12か月に本サービスの利用料金として契約者がJBSに支払った代金相当額を上限とします。
3. 前項の場合、JBSは月額料金相当額を日割り計算した1日あたりの本サービスの利用料金を請求しないものとし、以降24時間経過ごとに同様とします。

#### **第25条（契約者データの取り扱い）**

1. JBSは、本サービスに保存された契約者データの消失に関して、JBSに故意又は過失がある場合は、契約者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、損害賠償の累計総額は、契約者に損害が発生した時から起算して過去12か月に本サービスの利用料金として契約者がJBSに支払った代金相当額を上限とします。
2. JBSは、本サービスの運営に必要な範囲において、操作ログを記録し、保存することができます。

#### **第26条（秘密保持）**

JBSは、本サービスの提供に関連して知り得た契約者又は契約者の指定する者の秘密情報を、本サービスの目的のみに利用するものとし、他者に開示しません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 裁判所の発付する令状に基づく開示の要求を受けた場合

- ② 法的な根拠に基づく開示の要求を受けた場合
- ③ 契約者の同意を得た場合

#### **第27条（著作権及び著作者人格権）**

1. 本サービス及びコンテンツに関する著作権及び著作者人格権その他のノウハウ等一切の知的財産権は、JBS 又は JBS の指定する者に帰属するものとします。
2. JBS は、本サービスにより提供されるコンテンツに関し、契約者が電子計算機等により利用すること及び複製することを許諾しません。
3. 契約者が本規約に従いコンテンツを利用することについて、JBS は著作者人格権を行使しません。

#### **第28条（保証）**

JBS は、本サービスに関して、商品性、特定の目的に対する適合性及び本サービスを利用した結果その他一切の保証を行いません。

#### **第29条（提供区域・言語）**

本サービスは日本国内において日本語で提供します。日本国外で本サービスを利用した場合、当該国又は地域により発生した損害に関しては、JBS は一切責任を負いません。

#### **第30条（再委託）**

1. JBS は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を JBS の判断にて第三者に再委託することがあります。この場合、JBS は、当該再委託先に対し、本規約の JBS の義務と同等の義務を負わせます。
2. 前項に定める再委託先が、さらに本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を委託するときは、前項に定める手続を準用します。ただし、再々委託先がさらに業務を委託することはできません。

#### **第31条（反社会的勢力の排除）**

契約者及び JBS は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- ① 現在並びに将来にわたり、自ら及びその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な使用人が、反社会的勢力（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）ではなく、関係を有しないこと
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものではないこと

#### **第32条（合意管轄等）**

契約者と JBS の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第33条（準拠法）**

本サービスについては、日本法を適用します。

（附則）

【2018年2月26日制定】

【2020年3月26日改訂】